

府道歩行者転落事故損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

府道歩行者転落事故損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成二二年三月二八日

大阪地方裁判所 請求棄却

〔二審判決〕平成二三年一月二三日

大阪高等裁判所 請求一部認容

〔最高裁判決〕平成二四年三月二二日

最高裁判所 上告受理申立却下

1 事件の概要

原告らの被相続人が府道の歩道を歩行中、歩道と交差する河川に転落して、死亡した。本件歩道は、転落箇所で行止りとなっており、そこには高さ三八センチメートルのガードレールが設置されていたところ、原告らは、本件事故の原因は、当該ガードレールの設置及び管理に瑕疵があったことによるとして、道路管理者及び河川管理者並びに本件ガードレールの設置者である被告会社に損害賠償請求をした。(請求額…八、一三万七、五二五円)

なお、本件河川は河川法及び下水道法の適用を受けない単なる国有財産であり、法律上は国の機関である大阪府知事が、実質上は松原市が管理していた。

2 判決の要旨

① 一審判決

本件事故現場付近には、本件ガードレールを視認するのに十分な照度があったこと、被害者が本件事故現場付近の状況には詳しくなかったこと、本件事故当時、被害者が飲酒していたこと等を考慮すれば、本件ガードレールの設置の瑕疵や被告大阪府及び同松原市の営造物管理責任をいう原告らの主張は理由がない。

② 二審判決

本件事故現場には、瑕疵ある本件ガードレールしか設置されておらず、本件河川への転落を防止するための相当な措置が講じられていなかったものであるから、本件歩道及び河川の管理には瑕疵が

あったというべきである。ただし、被害者にも、飲酒により前方不注意となっていた過失があり、その割合は六割と認められる。

③ 最高裁判決

本件は、民事訴訟法第三一八条第一項の事件にはあたらない。

3 判決のポイント(二審判決)

① 事実の認定

a 本件ガードレールは、被控訴人会社により、本件河川の東岸に高さ三八センチメートル、長さ三・六五メートルの形状で設置されており、この東側に東西方向の本件歩道が存している。本件ガードレールと本件歩道の間は、もともと河川敷(国有地)であったが、被控訴人会社がこれをコンクリート舗装し、本件歩道からの進入路及び駐車場として使用していたため、歩行者は、本件歩道の西端を通りすぎてもまだ歩道が続いているものと錯覚して、西進を続け、本件ガードレールで突然行手を遮断される。

b 本件ガードレールは、もともと被控訴人大阪府が、本件歩道の歩行者が本件河川に転落するのを防止するために、八〇センチメートルの高さで設置したものであるが、被控訴人

会社が河川敷をコンクリート舗装した際、本件旧ガードレールの支えのポールを根元から切断し、高さを三八センチメートルまで縮め、本件河川の東岸の際まで移設したので、その転落防止機能は著しく低下してしまった。被控訴人大阪府は、被控訴人会社に国有地の原状回復を勧告したが、本件事故当時そのまま放置されていた。

なお、被控訴人会社は、右移設工事の際、自社の駐車場利用者が本件河川に転落するのを防止するため、本件ガードレールの南端からさらに南側に向かって本件河川沿いに高さ一メートルの鉄パイプ柵を設置した。

c 本件事故現場の東方約二〇メートルの位置に存する交差点には水銀灯が四基設置されており、本件事故現場の本件府道を挟んだ北側七メートルの位置には飲食店の看板が設置されており、また、本件事故現場北東の国道沿いに存するガソリンスタンドからは道路に向かって多くの照明灯があり、本件歩道の歩行者は車道を通る車両がない場合でも、前方を注視していれば、本件ガードレールの約一四メートル手前からその存在を確認でき、本件ガードレールの直前まで来れば、その先が河川になっていることも気づくことができる状態であった。

② 法的判断

a 被控訴人会社の責任

被控訴人会社は、被控訴人大阪府が設置していた本件旧ガードレールを右移設工事の際に、高さを縮め、本件河川の東岸の際まで移設し、歩行者の転落防止用ガードレールの機能を著しく低下させてしまったが、本件ガードレールの高さが鉄パイプ柵と同程度あれば、本件事故の発生は防げたことは明らかであり、本件事故は本件ガードレールの設置の瑕疵により生じたものであると認められる。よって、被控訴人会社は、本件ガードレールを設置し占有する者として、民法第七一七条に基づき、損害賠償責任を負う。

b 本件歩道及び本件河川の管理の瑕疵について

歩道は、飲酒をしている者も含め種々雑多な歩行者が、いかなる天候、時刻であろうとも、歩道を通ることに通常有すべき安全性を備えていなければならぬ。本件事故現場は、歩道と河川が交差する箇所であるが、そこには高さが三八センチメートルしかない瑕疵ある本件ガードレールが設置されているだけで、本件河川への転落防止のための相当な措置が講じられていなかった。道路管理者は、本件歩道の通行者が危険な本

件事故現場に近づかないように誘導もしくは通行止めにする等相当な措置を講じるべきであったのに、これを怠ったのであるからその管理には瑕疵があったといふべきである。また、河川管理者（国有財産管理者も含む）も、本件ガードレール自体を十分な高さのものにするか、これに沿ってより高い柵を設置する等本件河川への転落を防止する措置を講じるべきであったのに、これを怠ったのであるからその管理には瑕疵があったといふべきである。

c 過失相殺

本件事故当時、本件事故現場付近は、府道を走行中の車両のヘッドライト、交差点及び沿道の店舗等の照明によりあまり暗くはなく、被害者が進路前方を注視していれば、本件ガードレールを視認することも比較的容易であったところ、被害者は、飲酒により注意力が散漫になっていたため、これに気づかず、本件河川に転落した。よって、本件事故の発生については被害者の過失によるところが大きく、その割合は六割と認められる。